

第1章

計画の基本的な考え方と背景



桜咲く太華山から望む周南コンビナート

第1章 計画の基本的な考え方と背景

第1節 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

私たちは「春・夏・秋・冬」の四季の移り変わりの中で、豊かな自然の恵みを享受しながら生活しています。しかし、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化やそれに起因するといわれる気候変動による集中豪雨などや、急激な宅地開発による山林や田畑の減少などにより、昔ながらの四季の変化が感じられなくなっています。

また、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、農林業の担い手不足による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、さらに狩猟従事者の減少による野生鳥獣被害の深刻化など、人口の減少は、地域の様々な行政課題と同様に環境保全の取組にも大きな影響を与えています。

平成27(2015)年に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs／エスディージーズ）を掲げ、17のゴールと169のターゲットが相互に関係する環境問題とともに、複数の課題の総合的な解決を目指すとしています。

この17のゴールの中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が多くあることから、地球環境の持続可能性に対する世界的な危機感が高まっていると言えます。

こうした課題を将来の世代へ残さないためにも、これまでの私たちの生活のあり方を見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会へと変えていく必要があります。

さらに、東日本大震災を契機とし、安心・安全の確保や再生可能エネルギーをはじめとした地域資源の有効活用など、新たな課題への取組も求められています。

国においては、「第5次エネルギー基本計画」（平成30(2018)年7月閣議決定）の中で、将来、中心的役割を担う新エネルギーの一つとして水素を位置づけ、「水素社会」の実現に向けての取組を加速するとしています。

本市においても、コンビナート企業から生産される水素の利活用を促進する「周南市水素利活用構想」を定め、全国でもいち早く水素に着目したまちづくりを展開しています。

このような環境を取り巻く状況の変化や前期計画の検証を踏まえ、本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画」との整合を図り、本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」の実現に向けて「第2次周南市環境基本計画（後期）」を策定することといたしました。

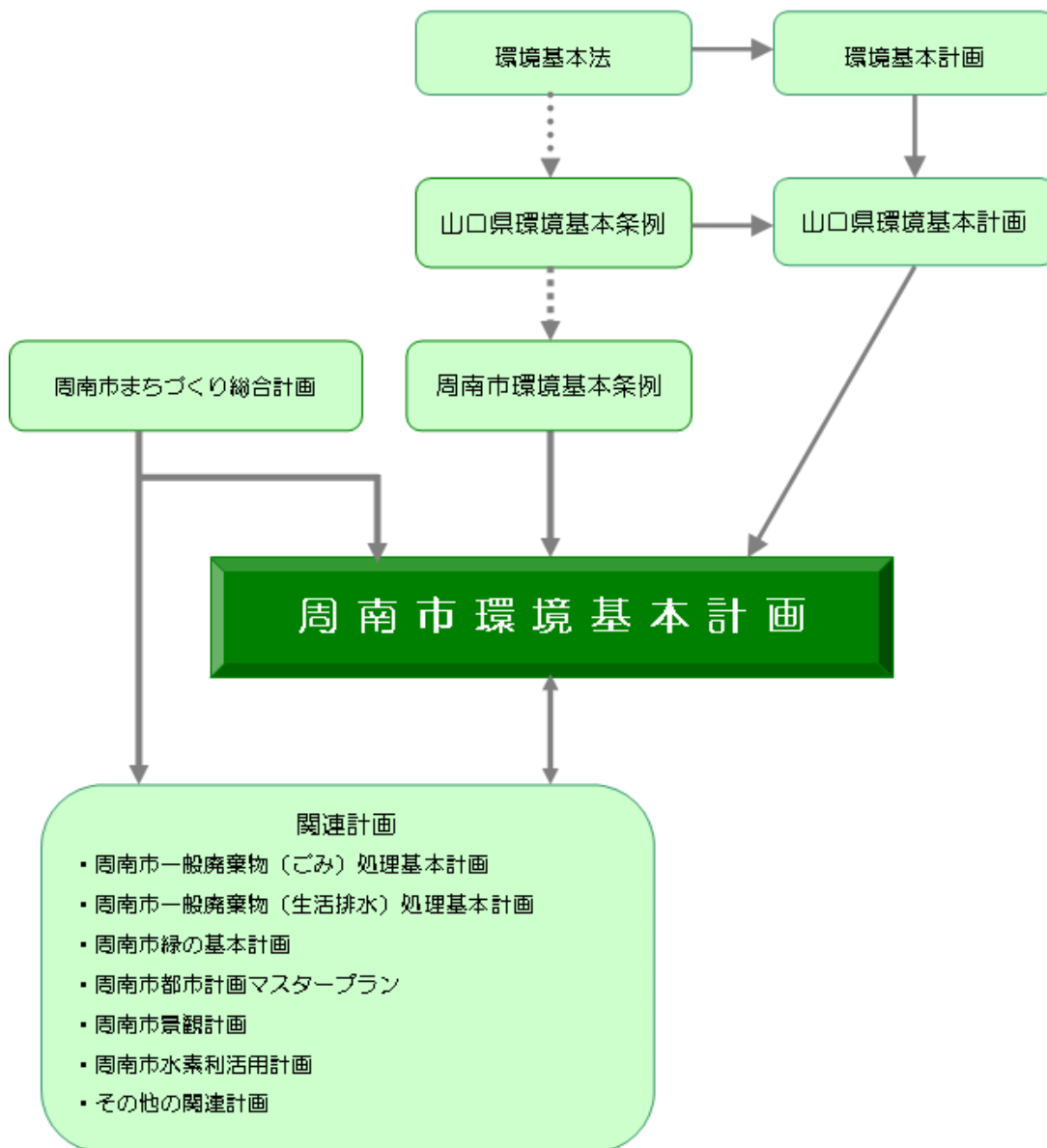
2. 計画の役割

本市では、「恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承」を目指す周南市環境基本条例に基づき、環境保全、環境維持、衛生施策等を総合的かつ計画的に推進することとしています。

この条例において、各種施策や方向性、また課題解決に向けた役割を明確にする「環境基本計画」を策定することを定めています。

本計画では、次の役割を定めています。

- (1) 「周南市まちづくり総合計画」を環境面から具現化していく役割
- (2) 各施策の基本計画段階において環境に配慮した方向性を示す役割
- (3) 各施策の実施計画段階で環境に配慮した事業の指針とする役割
- (4) 市民・事業者・市民活動団体が取組を進めるための指針となる役割



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。
ただし、上位計画である「周南市まちづくり総合計画」の見直しや国内外の環境情勢や政策の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象地域

本計画で取り組む対象地域は、周南市全域とします。
ただし、市域を越えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域も対象とします。

5. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、快適環境及び地球環境の4つの分野に分類し策定します。
ただし、4分類に沿わない対象が生じた場合は、その他の範囲を設定します。

<対象とする環境要素と項目>

対象	環境要素	項目
自然環境	地形・地質、 動植物、生態系	地形・地質、植生・植物、動物、生態系、 自然景観、自然とのふれあい
生活環境	大気環境、水環境、 公害、土壌環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、 土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質、廃棄物
快適環境	歴史・文化財、 景観、緑化、親水環境	歴史的街並み、伝統文化、文化財、都市景観、 農村景観、漁村景観、まちの緑化、水辺・海辺、 野外レクリエーション
地球環境	地球温暖化、 オゾン層破壊、 酸性雨、海洋汚染	省エネルギー、新エネルギー、リサイクル、 フロン回収、国際協力、海岸漂着ごみ、 再生可能エネルギー、気候変動

6. 計画の構成

本計画は次の5つの章で構成しています。

第1章では、第2次周南市環境基本計画（後期）の策定にあたっての趣旨、構成、期間、範囲などの基本的事項を示しています。

第2章では、本市の目指す環境像を示し、その実現に向けた5つの基本方針と15の基本施策を設定しています。

第3章では、本市の環境の現状と課題を踏まえて、基本施策の方向性と推進施策を整理しています。さらに、施策の進捗状況を判断するための指標や目標を掲げています。

第4章では、基本施策のうち優先して推進する必要がある施策を「個別実行計画」（アクションプラン）として位置づけ、メリハリのある計画の推進を目指しています。

第5章では、計画を推進する上での市民・事業者・市民団体・行政の連携や役割を示し、円滑な計画推進を図ることとしています。

●第1章／計画の基本的な考え方と背景

計画の基本的な考え方（趣旨、役割、期間、対象地域、対象範囲、構成）

計画策定の背景（市の概況、環境問題への取組の動向、環境に関するアンケート結果）

●第2章／周南市の目指す環境像と基本方針

目指す環境像 「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」

<基本方針>

①新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

②循環型社会の形成

③生物多様性の保全

④人づくり・地域づくりの推進

⑤大気・水環境などの保全

●第3章／環境保全・創造のための施策

基本施策の現状と課題、目指すべき方向性、指標と数値目標、推進施策の展開

●第4章／優先的に推進する取組

「個別実行計画」（アクションプラン）

I. 地球温暖化を防止する取組

関連施策：「公共交通機関の利用促進」、「おもしろエコ川柳による啓発」など

II. 快適な環境を維持する取組

関連施策：「野犬対策」、「犬・猫不妊去勢手術費補助金」など

III. 豊かな自然環境を保全する取組

関連施策：「多面的機能支払交付金事業」、「公有林保育事業」など

●第5章／計画の総合的な推進

計画の推進体制、市民・事業者・市民団体・行政の連携、各主体の役割、計画の進行管理

第2節 計画策定の背景

1. 市の概況

周南市は、平成15(2003)年4月21日に、平成の大合併において2市2町(徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町)が合併し誕生しました。

本市の地勢は山口県の中央部に位置し、北に「^{あざみがだけ}苜ヶ岳」や「^{ながのやま}長野山」をはじめとする中国山地の山々が連なり、南には瀬戸内海国立公園に指定されている「^{たいかざん}太華山」が立地し、山頂の展望台からは、「回天訓練基地跡」のある大津島や黒髪島などの島々が浮かぶ穏やかな瀬戸の情景が広がります。主な河川には、錦川、島田川、島地川、富田川、夜市川があり、また、菅野湖などのダム湖が4つあります。

平成31(2019)年4月1日時点の本市の人口は約144,000人で、昭和60(1985)年をピークに減少し続けています。また、市の面積は656.29km²で県内5番目の広さです。

主要産業は、化学工業製品を生産する製造業が中心で、市街地に沿って国内有数の周南コンビナート工場群が立地しており、沿岸から眺めるコンビナート夜景は、日本11大工場夜景の一つに数えられるなど、県内トップクラスの製造品出荷額を誇る工場群が醸し出す幻想的な夜景が、本市の観光資源の一つになっています。

一方、山間部では、稲作をはじめブドウや梨などの果実栽培、畜産などの農業が継続的に営まれており、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」である八代地区や、やまぐちの棚田20選に選ばれた中須地区には、昔ながらの美しい自然が多く残っています。

本市の気候は、南部が温暖少雨の瀬戸内型で年間平均気温が約17℃、北部が寒暖の差が大きい内陸型で年間平均気温が約13℃となっています。また、年間降水量は、南部が約1,640mm、北部が約2,060mmで、北部では年に数回の積雪があります。

(年間平均気温、年間降水量は周南市統計書平成29年版参照)



2. 環境問題への取組と動向

(1) 国の動向

我が国では、1960年代の高度経済成長期において、環境保全よりも経済成長が優先された結果、工場からの排出ガスによる大気汚染や排水による水質汚濁など、深刻な公害問題が発生しました。これに対して国は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害を防止する法令整備等の規制強化を図り、1970年代には、工場における発生源対策が急速に進みました。

1980年代には、自動車の増加による交通渋滞や排気ガス、家庭ごみなどの廃棄物、し尿処理などといった都市型の環境問題が急増しました。これらは、事業者の経済活動や消費者のライフスタイルが複雑に絡み合って生じる問題でもあったため、解決に向けた対策が進んでいないものもあります。

1990年代に入ると、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットを契機に地球環境問題がクローズアップされ、地球温暖化対策を初めとする地球規模の環境問題の解決に向けて世界的な動きが始まりました。

地球温暖化の解決に向けて国は、平成27(2015)年に気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)で採択されたパリ協定を踏まえ、令和12(2030)年度に温室効果ガスの排出量を、平成25(2013)年度比で26%削減することを目指しています。そのために、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーへの転換など低炭素社会の構築に向けた取組を進めることとしています。

さらに、平成30(2018)年4月17日に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、目指すべき社会の姿を、1「地域循環共生圏」の創造、2「世界の範となる日本」の確立、3「環境・生命文明社会」の実現とし、都市と農山漁村の各地域が、その特性を生かした強みを発揮する政策を展開するとしています。また、経済社会システム、ライフスタイル、技術面などのあらゆる観点のイノベーション創出を目指すため、次の6つの重点戦略を設定しています。

6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(2) 県の動向

山口県では、現在と将来の県民のすべてが、健康で文化的な生活を営む上で必要とする、うるおいと安らぎのある快適な環境の創造を目指して制定した、山口県環境基本条例に基づき、平成 25(2013)年に県の環境施策の基本的な方向性を示し、山口県環境基本計画「第3次やまぐち環境創造プラン」を策定しています。

このプランは、健全で恵み豊かな環境の保全と創造を目標に、安心・安全で持続可能な社会づくりを進めていくため、県民、NPO・民間団体、事業者、大学・研究機関、市町、県などのすべての主体が、自主的な取組を進めるとともに、それぞれの役割や能力に応じて連携や協働を図ることとし、次の4つの長期的目標を設定しています。

4つの長期的目標

- ①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- ④快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

(3) 市の取組

本市では、高度成長期の昭和 30 年代から 40 年代にかけて、大気汚染や水質汚濁などが顕著化し、大きな社会問題となりました。

全国的にも問題となった公害に対しては、被害調査や防止対策を話し合う公害対策委員会を設置し、市民・事業者・学識経験者・行政が一体となった自主的な取組により克服しました。

合併後、制定した周南市環境基本条例に基づき、平成 18(2006)年度には「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」を目指す「第1次周南市環境基本計画」を策定し、現在まで様々な環境施策を展開しています。

また、企業と市との相互理解のもと、市民の健康維持と地域の自然や生活環境の保全、さらに地球環境問題などの解決に向けて「周南市環境保全協定」の締結を進め、平成 30(2018)年度末までに 44 の事業所が市と締結し、公害の未然防止対策などに取り組んでいます。

さらに近年は、全国有数の副生水素発生量を誇る企業が立地する本市の地域特性を活かし、水素の製造から、輸送・貯蔵、利活用までの一貫した流れである「水素サプライチェーン」を構築し、新エネルギーの導入促進を図っています。

3. 環境に関するアンケート結果

前期環境基本計画の検証と市民、事業所、市民団体などの皆さんの環境に関する意識調査を目的に、無作為抽出による市民アンケートを実施しました。

その主な結果は次のとおりです。

＜実施期間＞

市民対象：平成30(2018)年9月18日～10月12日

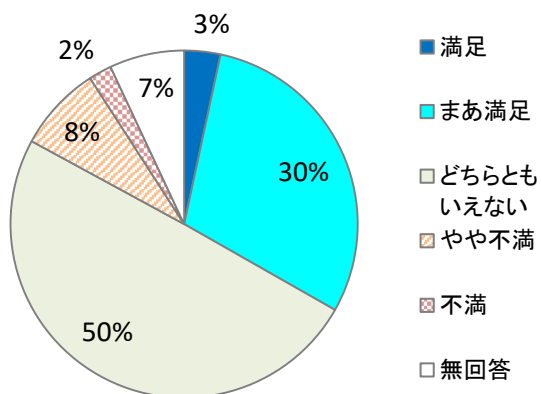
小・中学生、教員：平成30(2018)年9月

事業所・市民団体：平成30(2018)年10月1日～10月31日

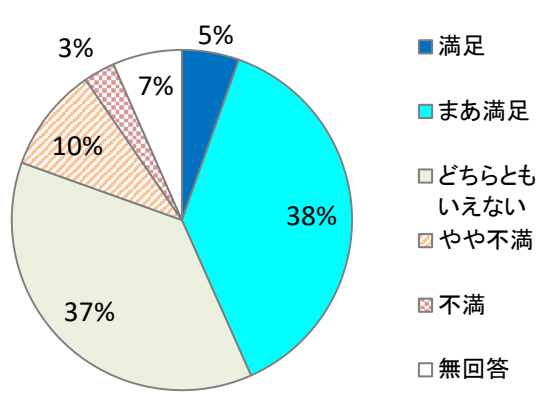
対 象	配付数	回収数	回収率 (%)
一般市民	3,000	1,306	43.5
小学5年生 (※鼓南小は6年生)	315	310	98.4
中学2年生	513	496	96.7
教員 (小・中学校)	239	200	83.7
事業所	690	268	38.8
市民団体	65	40	61.5
全 体	4,822	2,620	54.3

アンケートの回収率は、小学生が最も高く98.4%、最も低いのが事業所で38.8%となりました。アンケートの対象者は、一般市民と事業所については無作為に抽出し、小・中学生及び教員は周南市都市計画マスタープランで定義する7つの地域ごとに学校を選定、また、市民団体については市民活動グループバンクに登録されている団体に依頼しました。

自然環境の保全



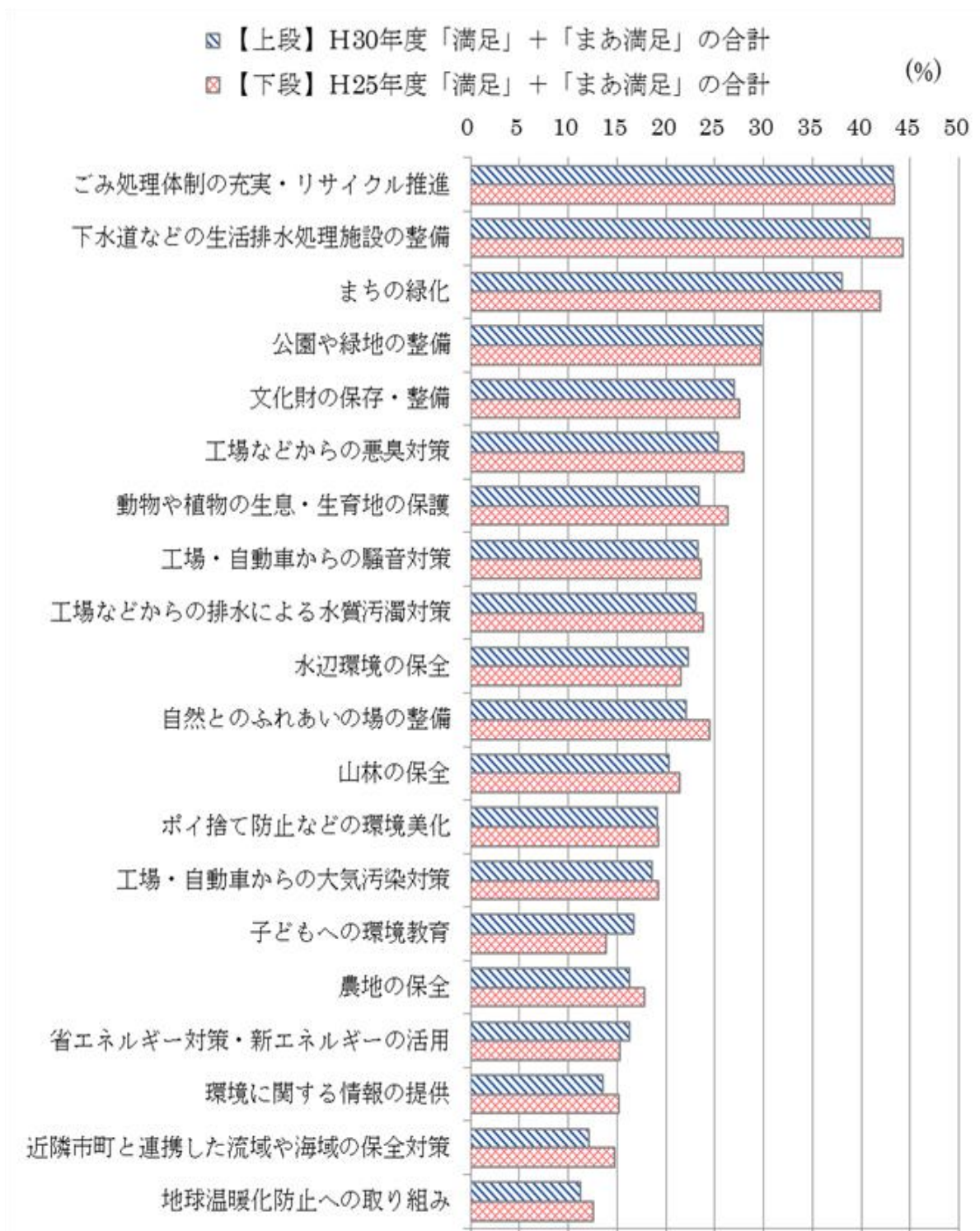
廃棄物処理対策やリサイクルの推進



【5年前の市民アンケート結果との比較】

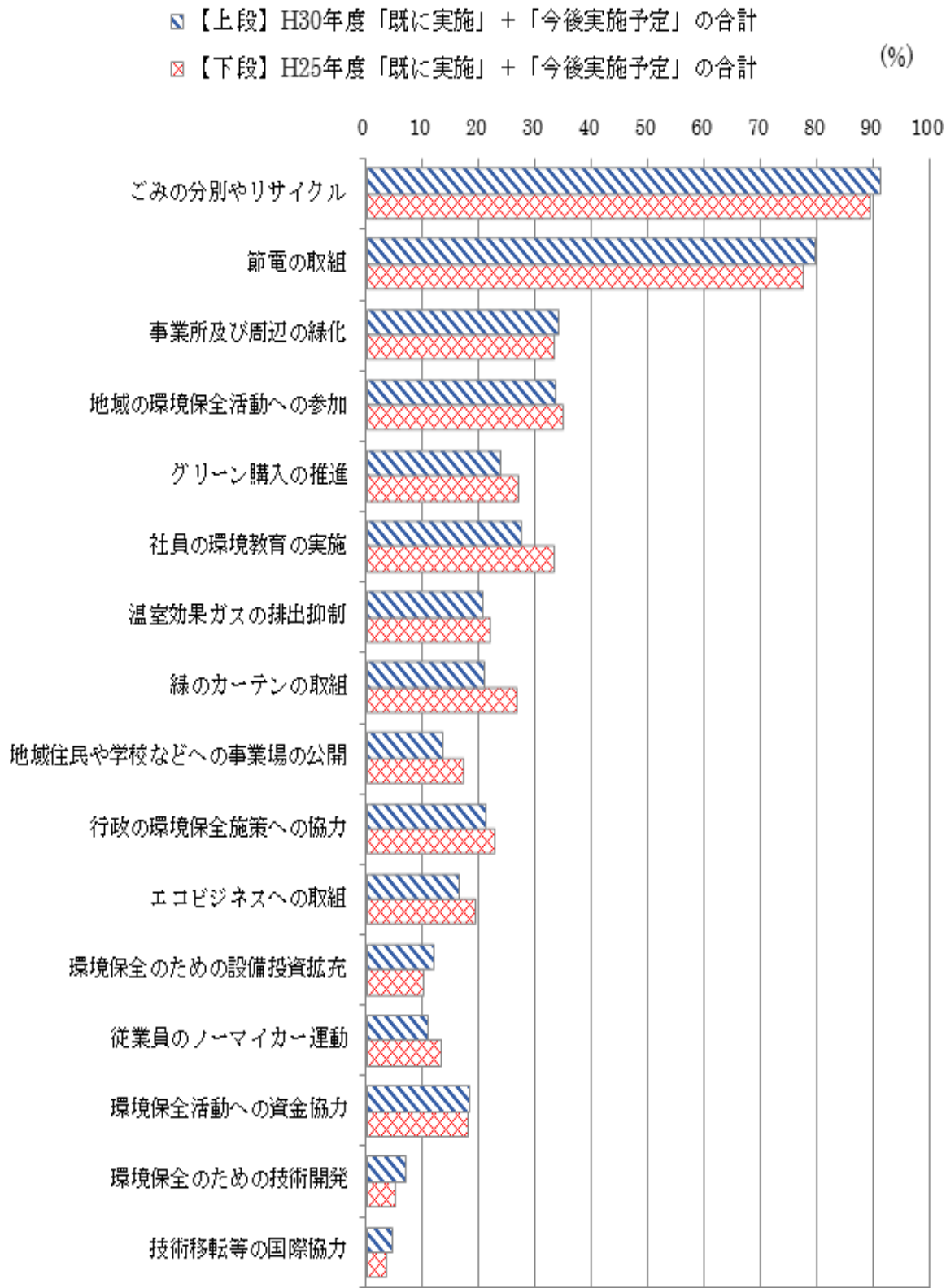
(1) 市の環境保全対策に対する満足度

「あなたが住んでいる地域の環境保全対策について、どの程度、満足していますか？」と聞いた結果、「満足」と「まあ満足」の合計の項目順は5年前とあまり変化がありませんが、5年前に高かった「下水道などの生活排水処理施設の整備」と「まちの緑化」の割合が低くなっています。逆に、「省エネルギー対策・新エネルギーの活用」が若干、高くなっています。



(2) 事業所において実施している環境保全対策

市内の事業所において「環境保全のためにどのような取組をしていますか?」と聞いた結果、「ごみの分別やリサイクル」及び「節電の取組」の項目について、5年前のアンケートと比較し「既の実施している」と「今後実施する予定」の合計が多い結果でした。その他の項目は5年前より少ない結果でした。



コラム 1

『SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）』

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことを言います。この目標は、開発途上国と先進国も含む国連に加盟する全193カ国が、令和12(2030)年までに達成を目指す17の目標と合わせ、より具体的に示す169の項目が掲げられています。

世界的にみると、貧困や格差の問題、また、環境問題など、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題があります。SDGsは、それらの課題を解決していくための国際社会全体の目標と言えます。また、地球に住む全ての人が、環境や生活を破壊することなく、今よりも住みやすい社会を実現できる持続可能な世界を目指すために、相互に関連する17の目標を達成する自主的な取組が求められています。

私たち一人ひとりが、この目標に関心を持ち「自分のこと」として考え、日々の生活や行動に移すことが大切です。



※SDGs (Sustainable Development Goals サステイナブル デイェロップメント ゴールズ の略)

出典：国際連合広報センターホームページ

『マイクロプラスチックによる海洋汚染』

今、世界では、1分にごみ収集車1台分のプラスチックごみが海へ流れ出ているとも言われています。洋服から自動車、建設資材に至るまで、私たちの生活のあらゆる場面で利用されているといっても過言ではないプラスチック。手軽で耐久性に富み、安価に生産できることから、製品そのものだけでなく、ビニールや発泡スチロールなどの包装や梱包、緩衝材、ケースなどにも幅広く使われています。

しかし、プラスチックの多くは使い捨てられる場合が多く、使用后、分別処分されず、環境中に流出してしまうケースもあります。手軽に使える分、手軽に捨てられてしまう、そうした側面もあるといえます。

そして、環境中に流出したプラスチックのほとんどが最終的に行きつく場所が「海」です。プラスチックごみは、河川などから海へと流れ込むためです。この「海」に流れ込んだプラスチックごみはやがて風化し、微細な「マイクロプラスチック」となり、海に住む動物が食べて死んでしまうこともあります。こうしたプラスチックによる海洋汚染を防ぐためにも、私たち一人ひとりが、暮らしの中で発生するプラスチックごみを減らす努力が求められています。



漂流ごみ

水面や水中に浮遊しているごみ。風や海流、潮流によって遠くまで運ばれることもある。

漂着ごみ

海岸にうちあげられたごみ。大きな木や海草に交じって、生活ゴミや漁具などが漂着している。

海底ごみ

海底に沈んでしまったごみ。漁具や缶・瓶だけでなく、レジ袋なども沈んでいる。

出典：環境省ホームページ

コラム 3

『気候変動適応法』

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加などによる農作物の品質の低下、また、動植物の分布域の変化や熱中症リスクの増加など、地球温暖化によると思われる気候変動の影響が全国各地で発生しており、今後、長期にわたり拡大する恐れがあります。

このような気候変動による被害を防止するため、これまで国においては、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を進めてきましたが、気候変動の影響による被害を回避、又は、軽減する対策（適応策）の法的な位置づけはありませんでした。

気候変動に対処し、国民の生命や財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの大幅削減に向けた対策を進めることはもちろんですが、同時に、現在生じている、又は、将来予測される被害の回避や軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係機関が連携を図り、一丸となって取り組むことが一層重要となっています。

こうした状況を踏まえ、気候変動への対策を推進するため、平成30(2018)年6月に、気候変動の影響による被害の回避や軽減対策などを定めた「気候変動適応法」が成立されました。

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：国立環境研究所ホームページ